

四 悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら外科又は皮膚科に従事していること。
- (2) 日本乳癌学会の認定する乳腺専門医又は日本皮膚科学会の認定する皮膚科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 外科又は皮膚科並びに放射線科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
- (5) 薬剤師が配置されていること。
- (6) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。